



2017年5月15日

各位

会社名 山洋電気株式会社
代表者名 代表取締役兼社長 山本茂生
(コード番号 6516 東証第一部)
問合せ先 執行役員 管理部門担当 北村恵一
TEL 03-5927-1020

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2017年5月15日開催の取締役会において、2017年6月14日開催予定の第115回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」）に、株式併合および定款の一部変更（単元株式数の変更等）を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所がすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを決定したことから、当社の単元株式数を変更するものです。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件・変更予定日

本定時株主総会において、株式併合に関する議案および定款の一部変更（単元株式数の変更等）に関する議案がいずれも承認可決されることを条件に、2017年10月1日をもってその効力が生じるものといたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記の単元株式数の変更と併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を念頭におき、株式併合を実施いたします。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・比率 2017年10月1日をもって、同年9月30日（実質上同年9月29日）の最終の株主名簿に記録された株主さまの所有株式5株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（2017年3月31日現在）	64,860,935株
併合により減少する株式数	51,888,748株
併合後の発行済株式総数	12,972,187株

※「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、「併合前の発行済株式総数」および株式の併合比率に基づき算出した理論値です。

（3）減少する株主数

2017年3月31日現在の当社株主名簿にもとづく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	4,566名（100.00%）	64,860,935株（100.00%）
5株未満	114名（2.50%）	150株（0.00%）
5株以上	4,452名（97.50%）	64,860,785株（100.00%）

※株式併合をおこなった場合、5株未満の株式を所有されている株主さま114名（所有株式数の合計150株）は、株主としての地位を失うこととなります。

（4）1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

（5）効力発生日における発行可能株式総数

株式併合により、効力発生日（2017年10月1日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（5分の1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数(2017年10月1日付)
250,000,000株	50,000,000株

（6）併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案および定款の一部変更（単元株式数の変更等）に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、本定時株主総会において、株式併合に関する議案および定款の一部変更（単元株式数の変更等）が承認可決されることを条件に、2017年10月1日をもって以下のとおり変更するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億5,000万</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,000万</u> 株 とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

4. 日程

取締役会決議日	2017年5月15日
定時株主総会開催日	2017年6月14日(予定)
株式併合の効力発生日	2017年10月1日(予定)
発行可能株式総数変更の効力発生日	2017年10月1日(予定)
単元株式数変更の効力発生日	2017年10月1日(予定)

※上記のとおり、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日は2017年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、株式会社東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は2017年9月27日となります。

以 上

(添付資料)

【ご参考】株式併合および単元株式数の変更に関するQ&A

【ご参考】株式併合および単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1 株式併合とはどのようなことですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、5株を1株に併合いたします。

Q 2 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 3 株式併合、単元株式数の変更の目的を教えてください。

A. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に100株に統一することを目指しており、その移行期限が2018年10月1日と決定されました。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を念頭におき、株式併合を実施いたします。

Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主さまがご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主さまがご所有の当社株式数は株式併合前の5分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は株式併合前の5倍となるからです。また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の5倍となります。

Q 5 受け取る配当金額はどのようになるのでしょうか。

A. 株主さまが所有する当社株式数は株式併合により5分の1となりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定する予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合によって株主さまの受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

A. 株主さまの株式併合後のご所有株式数は、2017年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日前後で、株主さまのご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000株	2個	400株	4個	なし
例②	1,263株	1個	252株	2個	0.6株
例③	1,000株	1個	200株	2個	なし
例④	665株	なし	133株	1個	なし
例⑤	337株	なし	67株	なし	0.4株
例⑥	4株	なし	0株	なし	0.8株

株式併合の結果、端数株式（1株に満たない株式）が生じた場合（上記の例②、⑤、⑥のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金は、2017年12月頃にお送りすることを予定しております。

株式併合の効力発生前のご所有株式数が4株の場合（上記⑥の場合）、この4株については端数株式として処分いたします。その結果、株式併合後に所有する株式がなくなります。株式併合の効力発生前のご所有株式が4株以下の株主さまは、株主としての地位を失うことになります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q7 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

- A. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。
 具体的な手続きについては、株主さまがお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q8 株式併合後も単元未満株式が生じます。買取りや買増しをしてもらえますか。

- A. 株式併合後においても、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただけます。
 具体的な手続きについては、株主さまがお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q9 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

- A. 特に必要な手続きはございません。

【お問合せ先】

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社
 連絡先 〒168-8620 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
 日本証券代行株式会社 代理人部
 電話 0120-707-843（フリーダイヤル）
 受付時間 9:00～17:00（土・日・休日を除く）

以上